

平成28年
6月定例議会
提出議案
(7月11日追加分)

主要事項説明書

 福知山市

◆ 諮問

■ 下水道使用料の督促支払請求処分に対する審査請求に関する諮問について
【総務部総務課】

下水道使用料に関する督促支払請求処分に対して、審査請求があったため、次のとおり決定することについて、地方自治法第231条の3第7項の規定により議会の意見を求める。

項目	内容
1 審査請求人	京都府福知山市内の法人
2 処分庁	福知山市上下水道事業管理者
3 審査請求の日	平成27年7月5日
4 審査請求の争点	平成27年7月1日付けで福知山市上下水道事業管理者（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った本件下水道使用料の督促支払請求処分（以下「本件督促処分」という。）の前提となる納入通知処分が違法又は不当な処分となるか、また、当該納入通知処分に基づく本件督促処分が違法又は不当な処分となるか。
5 審査請求人の主張	本件督促処分について、その前提となる下水道使用料の納入通知処分については、平成22年の徴収漏れ調査に基づき行われたもので、当該徴収漏れについての原因は、市職員による事務処理の誤りであり、請求人には何らの落ち度もないことから、取消しを求める。
6 処分庁の主張	<p>本件督促処分の前提となる、納入通知処分については、福知山市長（平成24年3月31日以前における地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用前の福知山市の下水道事業の管理者をいう。以下同じ。）が審査請求人から下水道使用料を徴収しておらず、審査請求人からの支払もされていなかったことに加え、審査請求人が下水道を使用した事実が明確であることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条第1項により遡及賦課し、平成22年11月29日付けで納入通知書により請求を行った。</p> <p>その後、納期限内に審査請求人からの納付がなかったため、地方自治法第231条の3第1項の規定に基づき処分庁が本件督促処分を行ったものであり、徴収漏れの原因が市職員の事務処理の誤りであることを理由として審査請求人が本件督促処分を免れ得るものではない。</p> <p>以上のことから、本件督促処分は適法かつ正当な処分であり、当該処分を取り消す理由はないことから本件審査請求の棄却を求める。</p>
7 審査庁の判断	<p>本件審査請求については、督促処分及びその前提となる納入通知処分を含めて、判断する。</p> <p>(1) 納入通知処分について</p> <p>福知山市長は、平成22年11月19日付けで下水道使用料徴収漏れの調査に基づき、審査請求人に時効が成立している分を除いて平成17年12月</p>

分から平成22年7月分までの下水道使用料を遡及賦課して請求を行ったものである。

審査請求人は、下水道使用料の徴収漏れについて、市職員の事務処理の誤りを原因として本件督促処分を取り消すことを求めるが、当該審査請求人は、公共下水道の排水処理区域内で土地建物を使用する者であり、排水設備の設置及び下水道使用料の納入義務を負っており、また、当該下水道使用料について適時の徴収がなされていなかったとしても、消滅時効期間が経過するまでは適法に徴収することができるのであるから本件納入通知処分は適法である。

(2) 督促処分について

処分庁は、審査請求人から納期限内の納入がなかったことから、地方自治法第231条の3第1項の規定により平成27年7月1日に本件督促処分を行ったものであり、本件督促処分は、納入通知処分から5年以内に行われているため適法である。

(3) 結論

以上のことから、本件督促処分についての違法性は認められず、その他一切の事情に照らして不当と認めるべき事由がないことから、本件督促処分を取り消すべき事由は存在せず、本件審査請求には理由がないため、本件審査請求を棄却する。

8 審査請求のフロー図

